

平成 29 年度第 2 回懇談会資料 別冊

平成 30・31 年度の保険料率（案）について

1 保険料率算定の考え方

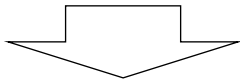
- ①平成30・31年度の医療給付費等の費用の見込額、国県市町村負担金、後期高齢者交付金等の収入の見込額に照らし、2年間を通じ財政の均衡を保つことができるように保険料率を定めます。
- ②保険料調整基金（剰余金）を活用し、保険料率の上昇を抑制します。
- ③財政安定化基金は、本来の目的である「財政リスクの回避」に限り活用することとし、「保険料率の上昇抑制」には活用しないこととします。

制度改正

平成30年度の税制改正大綱に基づき、均等割額の軽減対象を拡充します。保険料率決定には影響しませんが、一人当たり保険料の算定には影響（負担を軽減）します。

平成28・29年度の保険料率

均等割額	40,400円
所得割率	7.93%
1人当たり平均保険料年額	71,719円



平成30・31年度保険料率の改定の主な要因について

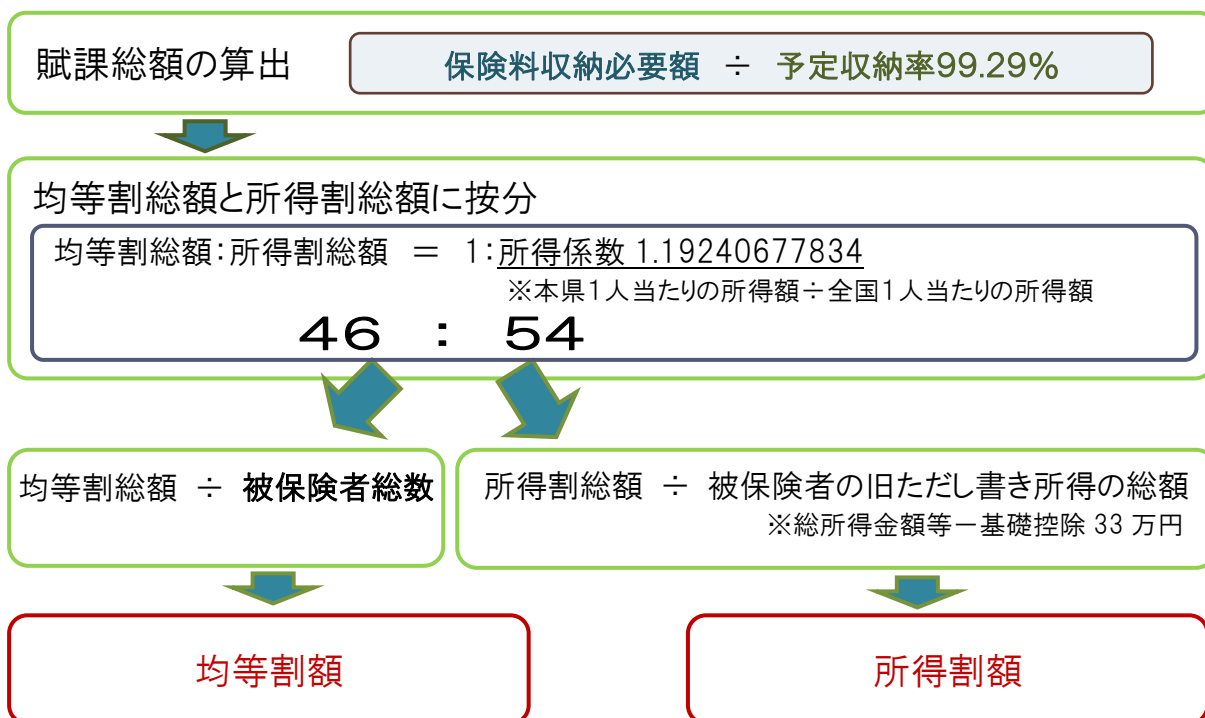
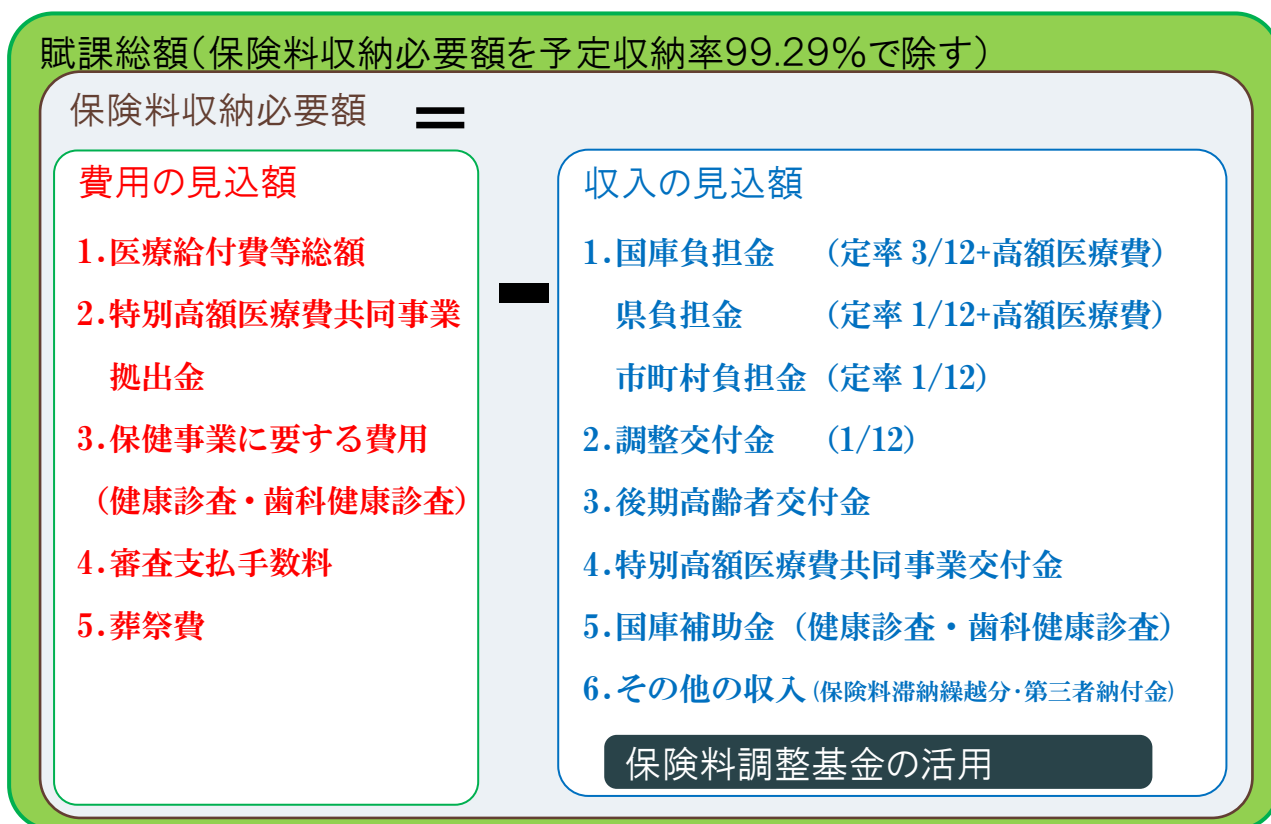
増加要因

- ①後期高齢者負担率の引き上げ 10.99%⇒11.18%
※後期高齢者医療の費用負担に占める後期高齢者の保険料の割合
- ②1人当たり医療給付費の増加 +0.88%

抑制要因

- ①診療報酬の改定 ▲1.19%
(内訳 診療報酬本体+0.55% 薬価▲1.74%)
- ②賦課限度額の引き上げ 57万円⇒62万円

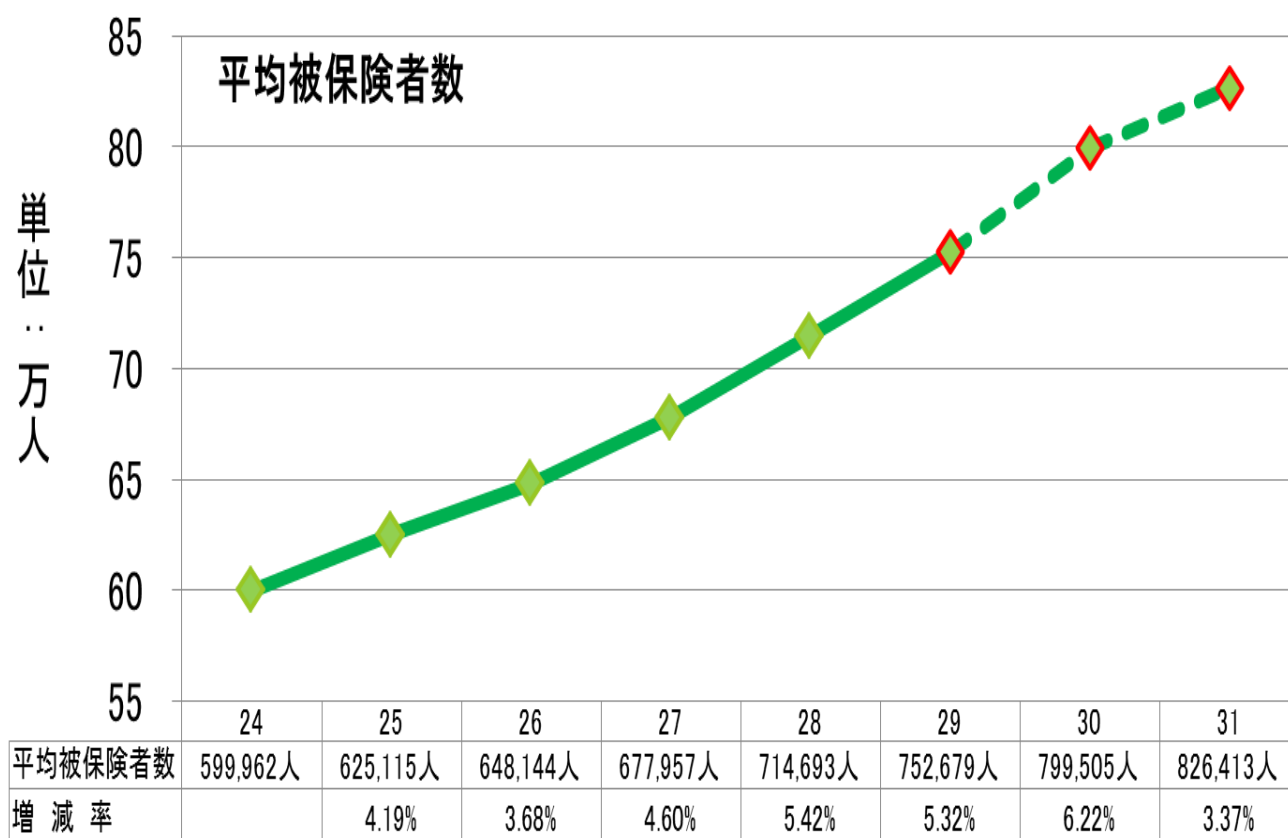
2 保険料率の算定方法



3 被保険者数の推計

保険料率算定基礎となる 30・31 年度の被保険者数は以下の数値を用いて推計しました。

- 29 年 4 月 1 日現在の県内 54 市町村の 75 歳以上の人口
- 29 年 11 月末現在の被保険者数
- 29 年度から 31 年度までに 75 歳に到達する年齢（72 歳から 74 歳まで）の人口
- 上記データと対象年齢人口が 1 年間で変動した率を参考に被保険者数を推計した。



4 医療給付費等総額の推計

医療機関で受診した時等の療養の給付に要する費用の額から一部負担金に相当する費用を控除した療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費等の費用の総額です。

【医療給付費等総額の算定】＝（30年度1人当たり医療給付費×30年度平均被保険者数）＋（31年度1人当たり医療給付費×31年度平均被保険者数）

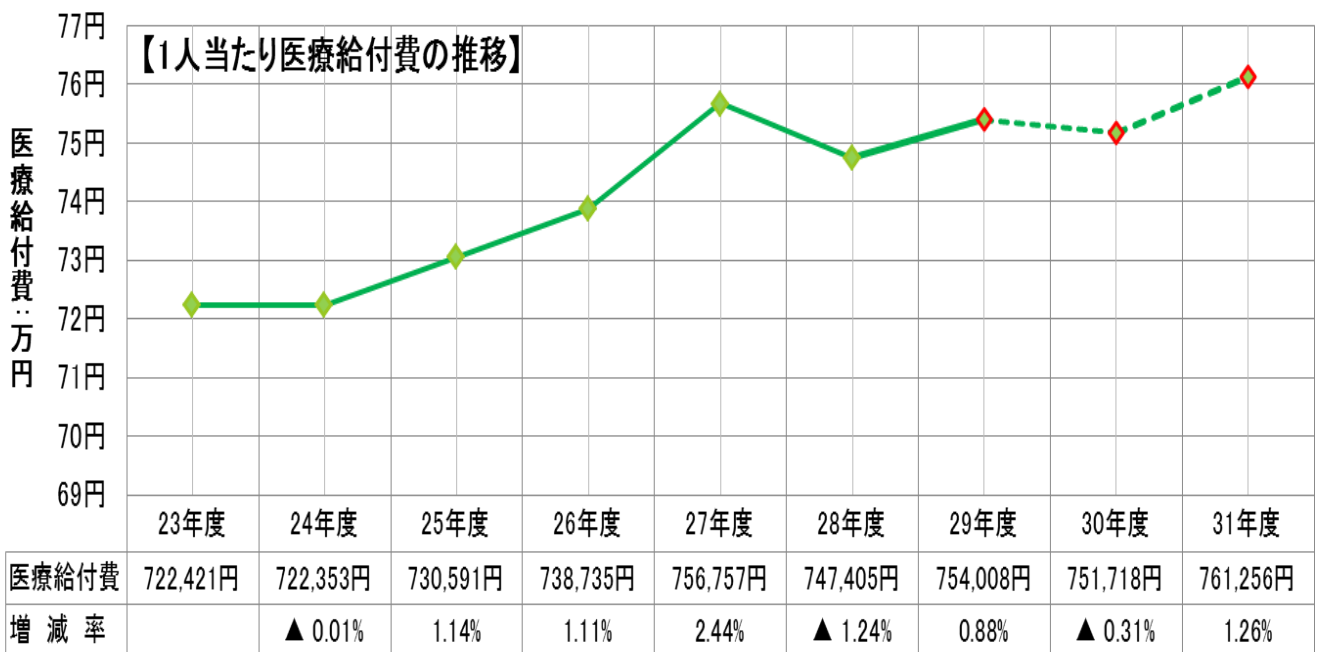
高額療養費の自己負担額の見直しについて（概要）

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払っていただいた後、月ごとの自己負担額を超える部分について、事後的に保険者から償還払いされる制度です。（入院の場合や同一医療機関での外来の場合、医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる現物給付化の仕組みも導入されています。）

平成30年8月に現役並み所得区分については細分化した上で限度額を引き上げ、一般区分については外来上限額の引き上げを行います。

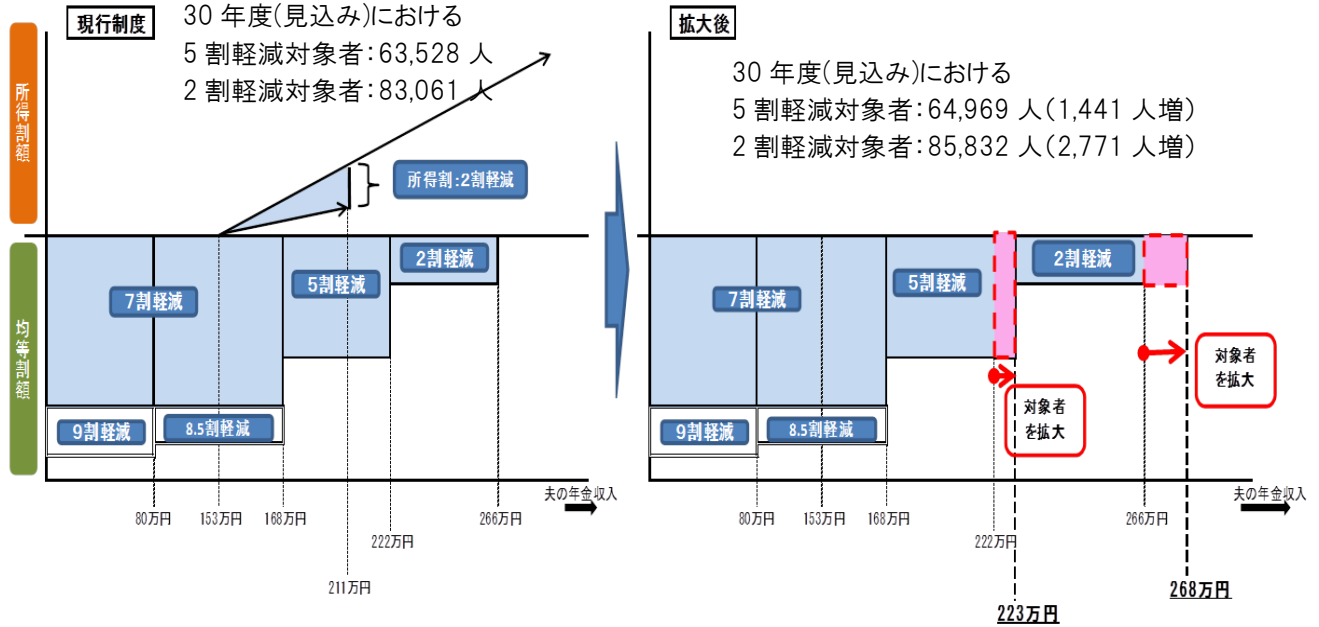
高額療養費制度改正による影響額（見込み）

年度	現役並み区分件数	一般区分件数	影響額
平成30年度	8,294 件	68,746 件	461,607 千円
平成31年度	15,021 件	122,740 件	828,932 千円



5 均等割の2割・5割軽減対象の拡大

夫婦世帯における夫の年金収入の例
(妻の年金収入80万円以下の場合)



- ① 2割軽減の拡大：軽減対象となる所得基準額を引き上げます。
 (現行) 基準額 33万円+49万円×被保険者数 【年金収入 266万円以下】
 (拡大) 基準額 33万円+50万円×被保険者数 【年金収入 268万円以下】
- ② 5割軽減の拡大：現在、2人世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げます。
 (現行) 基準額 33万円+27万円×(被保険者数-世帯主)【年金収入 222万円以下】
 (拡大) 基準額 33万円+27.5万円×被保険者数 【年金収入 223万円以下】